

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する
明細書

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する 明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名				
連 結 法 人 名		区 分		・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・				
				試験研究費の総額等 に 係 る も の		特 別 試 験 研 究 費 に 係 る も の		試験研究費の総額等 に 係 る も の		特 別 試 験 研 究 費 に 係 る も の		
				①		②		①		②		
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	1	外	円	外	円	外	円	外	円	
		当 期 控 除 額	2									
		翌 期 繰 越 額	3									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	4	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	5									
		翌 期 繰 越 額	6									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	7	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	8									
		翌 期 繰 越 額	9									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	10	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	11									
		翌 期 繰 越 額	12									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	13	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	14									
		翌 期 繰 越 額	15									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	16	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	17									
		翌 期 繰 越 額	18									
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	19	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	20									
		翌 期 繰 越 額	21									
		小 計	発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	22	外		外		外		外	
			当 期 控 除 額	23								
			翌 期 繰 越 額	24								
加 入 等 を し た 連 結 法 人		事業年度又は連結事業年度		25	・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・						
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	26	外	円	外	円	外	円	外	円	
		当 期 控 除 額	27									
		翌 期 繰 越 額	28									
		事業年度又は連結事業年度		29	・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・						
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	30	外	円	外	円	外	円	外	円	
		当 期 控 除 額	31									
		翌 期 繰 越 額	32									
	小 計	発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	33	外		外		外		外		
		当 期 控 除 額	34									
		翌 期 繰 越 額	35									
		合 計	発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額 (22)+(33)	36	外		外 ④		外 ⑤		外 ⑥	
当 期 控 除 額 (23)+(34)	37											
翌 期 繰 越 額 (24)+(35)	38											
③の累積額	39		③		③+④		③+④+⑤		③+④+⑤+⑥			
離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細												
連 結 法 人 名		区 分		・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・				・ ・ ・ ・ ～ ・ ・ ・ ・				
				試験研究費の総額等 に 係 る も の		特 別 試 験 研 究 費 に 係 る も の		試験研究費の総額等 に 係 る も の		特 別 試 験 研 究 費 に 係 る も の		
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	40	円		円		円		円		
		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	41									
合 計		発 生 額 又 は 前 期 繰 越 額	42									

別表六の二（三） 付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項《連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》（同法第68条の9の2第1項及び第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第68条の9第3項《連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》（平成22年旧措置法第68条の9の2第1項及び第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の総額等に係るもの①」及び「特別試験研究費に係るもの②」の各欄の外書には、連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度において平成22年旧措置法第42条の4第3項《繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》の規定により法人税額から控除された金額を記載します。